

2010年3月29日

株式会社レンタルブティックひろ  
代表取締役 山口 朋宏 様

適格消費者団体 特定非営利活動法人  
消費者支援機構関西 (略称: KC's)  
理事長 榎 彰 徳  
【連絡先(事務局)】担当: 西島  
〒540-0033 大阪市中央区  
石町1丁目1番1号天満橋千代田ビル  
TEL06-6945-0729/FAX06-6945-0730  
メールアドレス info@kc-s.or.jp  
ホームページ [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

#### お問い合わせ

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止を申し入れたり、団体訴権を行使していくことを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって構成され、2005年12月3日に結成された消費者団体であり、2007年8月23日には、内閣総理大臣より消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体として認定されました(組織概要についてはホームページをご参照下さい)。

さて、当団体に貴社の貸衣装契約の契約条項に関する情報が寄せられ、当団体にて貴社の貸衣装契約における「ご契約のお取り消しについて」と題する取消料を定めた契約書約款の内容(詳細は下記質問事項において記載いたします)について検討しております。

つきましては、貴社に対し、下記のとおり質問がございますので、本年4月19日までに文書でご回答いただきますようお願い申し上げます。

貴社よりご回答なき場合、あるいは「お問い合わせ」にご対応いただいたものの、当団体が相当と判断する解決に至らない場合、貴社のご返答ないしご対応に関し、その時点における当団体の認識に基づいて、問題点等を公開にて「申入れ」させていただく予定です。「申入れ」には、当団体が適格消費者団体として消費者契約法または特定商取引法に基づいて行う裁判外の差止請求を含む場合があります。公開での「申入れ」以降につきましては、当団体からの「申入

れ」の内容及びそれに対する貴社からのご回答等、申入れ以降の全ての経緯とその内容を当団体ホームページ等で公表いたします。また、「申入れ」時点で当団体の「お問い合わせ」の内容及び経過も当団体ホームページ等で公表いたします。

なお、このたびの「お問い合わせ」を機に、一度当団体の担当者と面会の上協議を行いたいとお考えの場合は、その旨上記の回答期限までにご連絡願います。貴社の誠実、真摯な対応を期待します。

当団体は、本「お問い合わせ」についてはお問い合わせを行っている事実も含めて非公開にて行っておりますが、本「お問い合わせ」を機に貴社が私どもとご協議いただき、その結果、契約書の改定等、一定の解決に至った場合には、解決に至った時点で、本「お問い合わせ」の内容及び経過・解決結果を当団体ホームページ等で公表させていただきます。

※詳しくは別添の「KC'sの『お問い合わせ』『申入れ』事業における活動方針について」をお読みいただくとともに、ご不明な点はお問い合わせ下さい。

#### 記（質問事項）

貴社と顧客とのあいだで締結される結婚式に着用するウェディング用衣装のレンタル契約（以下「本件貸衣装契約」といいます）については、契約締結の際交付される「ご契約のお取り消しについて」と記載された書面において、消費者の都合による解約（以下「取り消し」といいます）について以下の「取り消し料」を申し受ける旨の記載があります。

① 契約日～挙式日30日前まで	契約金額の30%
② 挙式日29日前～同10日前まで	同40%
③ 挙式日9日前～同2日前まで	同50%
④ 挙式前日	同80%
⑤ 挙式当日	同100%

そして貴社におかれましては、本件貸衣装契約を申込みながら後日取消申し出をされた顧客に対して、当該記載を適用して取消料を徴求されているかあるいは契約締結時点における内金を上記基準で充当するという運用（以下、上記の条項及びその運用を合わせて「貴社契約条項」といいます）をされておられるようです。

これを前提に、以下の質問ですが、

1. 貴社契約条項は、挙式日30日前までの契約取り消しについては、挙式日までの期間を全く考慮せずに、一律に「取り消し料」を徴求するものでありま

すが、そのような取扱とすることについて、「消費者側の利益を不当に害する可能性があるかどうか」の検討はされましたか。また、かかる条項からは、契約日から顧客の取り消しまでの期間も考慮されておられませんが、この点の検討はどうでしょうか。

2. 消費者契約法9条1号においては、当該条項において定められる、消費者契約の解除に伴う損害賠償等の額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い「当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの」については、超える部分が無効とされますが、挙式日30日前までの契約取り消しに際して生じる貴社の「平均的損害」には具体的にどういったものを想定されておられますか。
3. またそれ（損害）は、挙式日30日前までであれば、いかなる場合であっても（例えば、挙式日から1年以上前の契約であるときや、契約締結の次の日の取り消しであった場合など）、契約金額の30%に相当するものですか。

以上